

令和3年度第4回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年7月14日(水)
午前9時30分 ～ 午前11時10分
場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18
現 在 数 18
出 席 総 数 18
欠 席 総 数 0

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	江村 卓三	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長 ほか5名

傍聴人:なし

令和3年度第4回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（大和事務局長）

ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名でございますが、本日は18名全員が出席しておられます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数となっておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づきまして、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づきまして、議長である会長の「開会の宣告」のち、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告のあったとおり、出席委員数が過半数でございます。本日の総会は成立いたしますので「令和3年度第4回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に、議事録への署名委員を定めさせていただきます。総会会議規則第19条第3項に、議長である私のほか2名の委員が署名するよう規定されておりますので、私から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号13番 伊田喜弘委員と、議席番号17番 岩本憲慈委員のご両名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田2筆ですが、現況は畑でございます。

合計面積は2,091㎡、位置図は2、3ページ、公図は4ページをご覧ください

さい。

申請地は、下関市役所王喜支所から南へ約700mに位置する、農業振興地域内の農用地でございます。

申請理由は、譲渡人が、前年度までの登記地目、田、4筆の耕作者である譲受人に要望し、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の[]の距離に位置しており、譲受後は茄子等の季節野菜やアスパラガスを栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は、田5筆、畑1筆、合計面積は7,564㎡、位置図は5、6ページ、公図は7ページから10ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から南西へ約2kmから2.2kmに位置している農地で、[]は農業振興地域内の農用地で、[]は農業振興地域内白地の農地で、残りの4筆は過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、市外に居住しているため管理が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じ経営規模拡大を図るものでございます。

申請地は、譲受人の[]の距離に位置しており、譲受後は水稻や人参、ジャガイモ等の野菜を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用しており、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

なお、報告にあたっては、個人情報保護の観点から、個人名等を直接に使わず、譲渡人、譲受人等と表現するようにお願いします。

それでは、1番の案件について、議席番号3番 江村卓三委員、報告をお願いします。

江村卓三委員

3番の江村です。1番について報告します。さる7月7日、農業委員2名、事務局職員2名で現地を調査しました。申請内容は所有権移転です。委員の皆様もご存じでしょうが、下関市は県下最大のアスパラ産地で、特に王喜地区を中心に栽培されています。譲受人はアスパラ部会の一員として営農されており、更に営農活動に力を入れるため、これまでは譲渡人の農地に利用権を設定し耕作されておられました。営農に対する熱意があり、地域での人望も厚いことから、今後の営農を期待することができます。是非、承認すべきものと考えています。よろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件について、議席番号16番 金田豊和委員、報告をお願いします。

金田豊和委員

16番の金田です。2番についてご報告します。さる7月6日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。田5筆については利用権設定等により譲受人が30年以上耕作しており、このほど市外に居住している譲渡人の要望に応じて譲渡により取得するものです。譲受人は担い手農家であり、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手、起立ののち、議席番号及び氏名を述べたうえで発言をお願いします。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」お諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書 11 ページをお開きください。1 番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は 12、13 ページ、公図は 14 ページで、土地利用計画図は 15 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王喜支所から南へ約 960 m に位置する、過去に農業公共投資の対象となった集団性のある農地で、農地法施行令第 5 条第 1 号及び第 2 号、農地法施行規則第 40 条第 1 号及び第 2 号に該当する「第 1 種農地」となります。

転用目的は、農家住宅でございます。

申請理由につきましては、申請地区の農地を相続した申請者が、住環境にも恵まれている申請地に農家住宅を建築し、同居予定の長女と共に農業を行おうとするものでございます。

一体利用地は法定外使用部分のみで、法定外公共物使用許可書が提出されており確保は確実で、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断しております。

なお、本案件は、令和 3 年 6 月 16 日付けで都市計画法適合証明書が交付されており、開発許可を要しないものでございます。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地の南側にブロック壁を新設し、申請地内の一部を造成し、芝張りで養生する計画となっております。

汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに農業用排水路に放流されますが、下関土地改良区王喜地区運営委員長に説明がなされており、周辺農地の営農に支障を生じないと判断いたしました。

なお、この度の転用につきましては、下関土地改良区から、土地改良区の事業には支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本案件は、第 1 種農地ではございますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

11 ページに戻りまして、2 番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は 16、17 ページ、公図は 18 ページ、土地利用計画図は 19 ページをご覧ください。

申請地は、既に土地利用計画どおり整備がなされております。

詳しくご説明いたしますと、農地台帳や関係書類等にて確認いたしましたところ、平成11年12月に、申請地の一部は農地法施行規則第29条第1号、当時は第32条第1号でございますが、農業用施設等の建築、整備を目的に、農地転用の届出がなされておりますが、当時の地積測量図、求積図がなく、届出地の位置確認ができなかったことから、この度、改めて申請書が提出されたものでございます。

申請地は、下関市役所内日支所から、南東へ約2.9kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。

転用目的は、駐車場及び排水管の設置で、カーポートを1棟建築するものでございます。

申請理由につきましては、宅地敷地内にトラクターや軽トラック、自家用車の駐車スペースが確保できないことから、自宅から近くに位置している自己所有の申請地に計画したもので、併せて住宅から発生する污水用の配管を埋設する計画でございます。

本案件には一体利用地はなく、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、隣接部分は既存法面のみで污水の発生はなく、雨水のみ道路側溝又は河川に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件について、議席番号3番 江村卓三委員、報告をお願いします。

江村卓三委員

3番の江村です。1番について報告します。さる7月7日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請内容は農家住宅建築に伴う農地転用です。転用目的は、土地を相続したことから、当該地に農家住宅を建て娘家族と同居し、一緒に農業を行おうとするものです。担い手不足の時代にあつて、営農意欲のある案件です。当該農地は、二面が集落を形成する宅地に隣接

しており、生活雑排水等の汚水は、合併処理浄化槽で処理され農業用排水路に放流され、水利関係者に説明されており問題はありませぬ。また、土砂の流出についても問題は認められませぬ。以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件について、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願ひします。

新久保克己委員

2番新久保です。2番の案件について現地確認の結果を報告します。7月7日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地は、県道に面しており、既に砂利等が撒かれカーポートが建てられていました。更に排水管が埋設されていました。申請内容については、自宅敷地に置くことのできないトラクター、軽トラック等のためのカーポート及び排水管を設置するものです。この案件については、過去に届出がされているものですが、今回、同一敷地内に自己用住宅を建築するために位置確認が必要となったため、再度、申請されたものです。汚水の発生はなく、雨水は道路側溝及び河川に放流するため、問題ないと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませぬか。

議長（山田会長）

はい。金田委員。

金田豊和委員

16番金田です。2番の案件についてお尋ねします。平成11年に既に届出されていたということで、農業施設等で200㎡以内であったのだらうと思ひますが、今回、改めて210㎡の申請となっています。どのような扱いになるのでしょうか。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。届出についてですが、ご本人様は受理書をお持ちではありません。

ませんでした。そこで、事務局で過去の資料等を調査いたしました。確認できたのは農地台帳システム上の記載と受付簿のみで、農地法第4条例外として、農業用施設として転用の届出を受理したことは判明いたしました。転用面積、転用目的の詳細は確認することができませんでした。以上でございます。

金田豊和委員

本日まで、申請地で農機具等の保管が行われていたということでしょうか。

事務局（岡本主任）

カーポートの中に軽トラックとトラクターが置いてありましたが、農業用の機材倉庫等はありませんでした。届出当時は、トラクター、農業用車両の置場として第4条例外として決議されたのではと思われませんが、詳細については確認できておりません。

金田豊和委員

同一地番で、次の第5条転用が挙げられています。一体的な利用計画図となっているようですが。

事務局（岡本主任）

1筆すべてが転用となりますが、一部に申請者の農業用車両、申請者の娘さんの駐車場利用を含んでおりますので第4条の案件、残りの部分は開発行為を伴う第5条の案件と整理しております。以上でございます。

議長（山田会長）

金田委員、よろしいですか。

金田豊和委員

はい。

議長（山田会長）

ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

なお、1番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可することとします。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」お諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書20ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は27、28ページ、公図は29ページ、土地利用計画図は30ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所清末支所から南西へ約320mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない、住宅が連たんしている位置にある孤立した農地で、農地法施行令第14条及び農地法施行規則第44条第1号に該当する「第3種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地2区画を整備するものでございます。

申請理由につきましては、申請地周辺は宅地化が進んでおり、住宅の需要増が見込まれることから、申請地を選定したもので、高齢で耕作が困難となり農業後継者がいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定めのある申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局といたしましては、農地転用事業者である譲受人はこの度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地は市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書が提出されており確保は確実で、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて計画面積は適当であると判断しております。

申請地に隣接した農地はなく、汚水は合併浄化槽で処理される予定で、雨水とともに道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

この度の転用につきましては、「第3種農地」であり、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、許可する場合には、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付すこととし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。本案件は、開発許可と同時施行となります。

20ページに戻りまして、2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は31、32ページ、公図は33、34ページ、土地利用計画図は35ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所から東へ約1kmに位置する農地で、令和2年度第11回総会において、下関農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についてご審議いただき「意見なし」とした案件で、令和3年6月2日付けで農用地から除外された、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する「第1種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、現在借家住まいの各借受人が、子供が成長したために、実家からも近くに位置している親である貸付人の所有地に自己用住宅の建築を計画したもので、貸付人が借受人の要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。

本案件の一体利用地は市道加工部分と市道占用部分のみで、道路工事施行承認書と道路占用許可申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地が一部ございますがブロック塀を新設する計画となっております。

汚水は公共下水道で処理され、雨水のみ新設される排水管から農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障を生じることはないと判断いたしました。

なお、この度の転用につきましては、下関市豊浦町土地改良区から、土地改良区の事業には支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本案件は第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書21ページをお開きください。3番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は36、37ページ、公図は38、39ページ、土地利用計画図は40

ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南へ約2.6kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。

転用目的は、太陽光発電設備を3機設置するものでございます。

申請理由につきましては、太陽光発電事業が好調なことから、譲受人が自己所有地に新たな発電設備の建設を考え、フェンスの設置位置など社内にて協議しこの度の計画に至ったもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の1筆は譲受人の所有地で、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断しております。

申請地に隣接している農地は議案第3号5番の申請地[REDACTED]のみで、汚水の発生はなく、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

なお、本案件は追認案件で、平成28年8月25日に、境界を誤り申請地の一部にフェンスを設置し、発電設備の敷地として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書の提出がなされております。

本件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

21ページに戻りまして、4番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は41、42ページ、公図は43ページ、土地利用計画図は44ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊浦総合支所黒井支所から北西へ約140mに位置している農地で、農地法施行令第14条及び農地法施行規則第43条第2号に該当する「第3種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、現在借家住まいの譲受人が、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、子供の通学にも便利な申請地に自己用住宅の建築を計画したもので、県外に居住しており耕作が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は4筆でございますが、各土地所有者は私水路の整備及び通行について承諾しており確保は確実で、計画面積は土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地が一部ございますが擁壁を新設する計画となっており、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに新設予定の私水路から道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

なお、本案件は無断転用案件で、平成15年頃に、前所有者が申請地の一部に砂利を敷き通路として利用されていたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書の提出がなされております。

本案件は「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。総会議案書22ページをお開きください。5番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は45、46ページ、公図は47ページ、土地利用計画図は48ページをご覧ください。

申請地は、番号3番の南側の隣接地で、下関市役所菊川総合支所から南へ約2.7kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。

転用目的は事務所及び事業用駐車場で、事務所1棟の建設、駐車場40台分の整備、防火水槽1基を設置するものでございます。

申請理由につきましては、申請地は小月インターまで5分程度の位置にありドライバーの拘束時間や運転時間も効率化が図られ、計画規模に必要な広さを確保でき周辺に住宅がないことから、現在、長府扇町にある営業所の移転先として申請地を選定したもので、県外に居住しており耕作が困難な譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地の1筆は譲渡人の所有地で土地所有者として承諾しており、残りの一体利用地は法定外公共物用途廃止部分と法定外公共物、国道、県道の各加工部分のみで、担当課の受付印が押印された法定外公共物用途廃止申請書が提出されており、私有地売払申請者である譲渡人は、譲受人に譲渡することを承諾しております。また、残りの一体利用地の道路加工等に必要な各申請書も全て提出されており、確保は確実と判断いたしました。

この度の計画では大部分が駐車場用地となっていることから、車検証の写しにてトラック等の保有台数を確認しており、土地利用計画からみて計画面積は適当であると判断しております。

申請地に隣接している農地は議案第3号3番の申請地■■■■■のみで、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられ

ます。許可された場合は、開発許可と同時施行といたします。

総会議案書 23、24 ページをお開きください。6 番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は 49、50 ページ、公図は 51 ページでございます。

参考までに、開発の求積図を 52 ページ、一体利用地となります公共用地の求積図を 53 ページにお示ししております。土地利用計画図は 54 ページでございます。

なお、本案件は大規模な計画となっておりますので、詳細については総会議案書の 50 ページから 54 ページの A3 版をご覧ください。

申請地は、下関市役所勝山支所から北へ約 1.2 km から 1.4 km に位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第 2 種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地 29 区画を整備するものでございます。

申請理由につきましては、申請地は、JR 新下関駅から近く交通の便が良いことから通勤、通学などの住環境にも恵まれており、今後も住宅の需要が見込まれるため、この度の計画に至ったもので、高齢や勤務を理由に耕作が困難な 8 名の譲渡人と県外に居住しており耕作が困難な 7 名の譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

申請者からは「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定めのある申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局といたしましては、農地転用事業者である譲受人がこの度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地は登記地目、雑種地、山林、原野が 9 筆ございますが、各土地所有者から譲受人に売却する旨が記載された確約書が提出されており、農地 1 筆については、市街化区域内の農地で農地法第 5 条の転用届出書が既に提出されております。

残りの一体利用地は公共用地で、都市計画法第 32 条の規定に基づく同意申請書や道路工事施行承認申請書等、開発行為に必要な各申請書が提出されており、確保は確実と判断しております。

計画面積については、土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて適当であると判断しております。

なお、農地転用許可の基準の内、一般基準において「申請目的の実現に必要な資力及び信用があると認められないこと。」に該当するときは、許可をすることができないと規定されています。

本案件については、住宅の建築工事費として、29区画分の概ね1割にあたる3棟分のみの計上となっておりますが、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」において、販売することが確実と認められる土地の区画については住宅建設に必要な資金及び信用を求めないこととして差し支えないとされております。

事務局といたしましては、令和2年10月に、近隣地区の有富で特定建築条件付売買予定地を目的とした農地転用事案があり、現在、10区画全ての、土地の売買契約が締結され住宅9棟が建築中であることから、同地区での販売実績、ニーズを参考とし、この度の資金計画書は適当であると判断いたしました。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地が一部ございますが擁壁やブロック塀を新設する計画となっており、申請地内を造成し法面は芝張りで養生する計画となっております。

汚水は公共下水道で処理され、雨水のみ新設の道路側溝から新設の水路をとおり河川に放流されることから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

この度の転用につきましては、「他に適当な土地はなく」提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、許可する場合は、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。開発許可と同時施行といたします。

24ページに戻りまして、7番。

申請地は、議案第2号2番と同一地番でございます。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は55、56ページ、公図は57ページ、土地利用計画図は58ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から南東へ約2.9kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由につきましては、自己用住宅の建築用地を探していたところ、将来のことも考え実家の近くに位置している親所有の申請地に計画したもので、貸付人が、借受人の要望に応じたものでございます。

使用貸借による権利の設定となっております。

本案件には一体利用地はなく、計画面積は土地利用計画及び建ぺい率からみ

て適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地■■■■■がござい
ますが申請地よりも高い位置となっており、申請地内の一部を造成し法面を
芝張りで養生する計画となっております。

汚水は合併浄化槽で処理され、雨水とともに新設の排水管から河川に放流さ
れることから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられ
ます。許可する場合は、開発許可と同時施行といたします。

総会議案書 25、26 ページをお開きください。

8 番から 11 番は、申請地が近く、転用目的も同じでございますので合わせて
ご説明いたします。

9 番、10 番の譲渡人は同じで、譲受人は全て同一法人でございます。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

8 番の位置図は 59、60 ページ、公図は 61 ページ、土地利用計画図は 62
ページでございます。

9 番の位置図は 59、63 ページ、公図は 64 ページ、土地利用計画図は 65
ページでございます。

10 番の位置図は 59、66 ページ、公図は 67 ページ、土地利用計画図は 68
ページでございます。

11 番の位置図は 59、69 ページ、公図は 70 ページ、土地利用計画図は 71
ページでございます。

申請地は、下関市役所豊北総合支所田耕支所から北東へ約 6.5 km から 6.
6 km に位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農
地で「第 2 種農地」となります。

転用目的は、全て太陽光発電設備で、11 番については、申請地内に太陽光発
電設備を 2 機設置する計画となっております。

この度の太陽光発電設備の概要についてご説明いたします。

従来の太陽光発電設備は、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度、いわゆる
フィットを利用したもので、国から再生可能エネルギー発電事業計画の認定
を受け発電事業を行っておりましたが、この度の案件は、非フィットによる発電
設備の設置となっております。発電事業者である譲受人が発電した電気全てを、
小売電気事業者に売電するものでございます。

申請理由につきましては、発電事業が好調なことから、事業拡大の為に新たな
発電設備の設置用地を探していたところ、申請地は反射光が近隣宅地に影響を
及ぼすこともなく、周りに光を遮る建物がいないため十分な発電量が見込まれる
適地であることからこの度の計画に至ったもので、各譲渡人が、譲受人の要望に

応じたものでございます。

なお、申請者からは代替地検討表が提出されております。

全て売買による所有権の移転となっており、一体利用地はございません。

総会議案書62ページをお開きください。

8番につきましては、転用面積に対してパネルの設置枚数が少ない計画となっておりますが、土地の形状によるものでございます。事務局といたしましては、8番から11番全ての案件について、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、全ての申請地について、隣接している農地や赤線、青線で分断された農地がございますが、既存法面は残し申請地内は整地のみで形状は変更しないことから、事務局といたしましては、問題ないと判断いたしました。

汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

4件全て、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

26ページに戻りまして、12番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は72、73ページ、公図は74ページ、土地利用計画図は75ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所から北東へ約690mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。

転用目的は太陽光発電設備で、本案件も非フィットによる発電設備の設置でございます。

申請理由につきましては、申請地は南側が開けた平地で、今回の計画に必要な面積も満たしており、反射光が近隣住宅に影響を及ぼすこともないことから、適地であるとの判断により選定されたもので、譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

本案件にも一体利用地はなく、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地の西側にある農地は青線で分断されており、申請地内は整地のみで形状は変更しないことから、事務局といたしましては、問題ないと判断いたしました。

汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されますが流下量に変化はないことから、周辺農地の営農に支障を生じることはないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番及び7番の案件について、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

2番の新久保です。1番と7番の案件について、現地確認の結果を報告します。2件とも、7月7日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

まず1番の案件ですが、申請地は、住宅に囲まれた1画で雑草が繁茂していました。申請内容については、この地区は住宅化が進んでいるため譲受人が特定建築条件付住宅2区画を計画したところ、高齢で耕作ができない譲渡人が売買に応じたものです。汚水は、合併浄化槽から雨水とともに道路側溝から農業用排水路に放流するため問題ないと思います。

次に7番の案件ですが、申請地は、先ほどの議案第2号2番のカーポート及び排水管を設置する地番の一部です。よく管理されていました。申請内容については、借受人である娘が自己用住宅を計画し、父親である貸付人が承諾したものです。汚水は、合併浄化槽から雨水とともに敷地内の排水管から農業用排水路以外の河川に放流するため問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件について、議席番号9番 石田安男委員、報告をお願いします。

石田安男委員

9番の石田です。2番の案件についてご報告します。7月6日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査を行いました。この案件は、2月の総会で農

業振興地域整備計画の変更で「意見なし」と承認を受け、農用地から除外されたものです。第1種農地ですが、集落に接続するものと判断いたしました。使用貸借による権利の設定で、自己用住宅を建設するものです。一体利用地の市道加工部分、占用部分を含めての申請となっています。借受人は、現在は申請地■■■■■■アパート住まいをしていますが、両親の高齢化、子供の成長によりアパートが手狭となったため、貸付人である父親の名義の土地を借りて住宅を建築しようとするものです。雨水等は溜枡から新設の排水管で農業用排水路に、汚水は公共下水道で処理されます。直接、市道に接しており特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、3番及び5番の案件について、議席番号11番 河本隆一委員、報告をお願いします。

河本隆一委員

11番の河本です。さる7月6日、農業委員2名と事務局職員1名で現地を確認しました。3番の案件から報告します。本案件の譲受人の土地には太陽光発電が設置され運用されています。平成28年からです。太陽光発電設備をフェンスで囲んでいるのですが、その中の一部が譲渡人の農地であることがわかったため、その部分を今回申請するものです。面積としては、138㎡程度の面積ではありますが、手続が漏れていたということで、農業委員会会長宛に始末書が提出されています。譲渡人は了解していますので、何ら問題ないと思います。

続いて5番の案件ですが、今回の申請地は田ですが、長年耕作されておらず原野状態となっている農地でした。多くの車を所有する運送会社が、駐車場を整備するために広大な敷地が必要となり、当該申請地を選択したものです。譲渡人は遠くに住んでおり戻って農業をする予定もないことから、譲受人の希望に応じたものです。譲渡人は3番の譲渡人と同一人物で、周辺農地はこの譲渡人が所有する3番の案件であがった土地の一部のみです。今回の申請はトラックの駐車場が主なものですが、事務所も計画されており、もちろんトイレも必要となります。汚水については合併浄化槽での処理、雨水については道路側溝及び農業用排水路に放流ということで、問題点はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件について、議席番号10番 田上光義委員、報告をお

願います。

田上光義委員

10番の田上です。4番についてご報告します。7月6日、事務局職員2名、農業委員2名で現地確認をしました。公図を見られれば分かる通り、周辺は宅地で家が建ち並ぶ中の一画が申請地となっています。現地には砂利が敷かれていましたが、始末書が提出されているため別段支障はないと思います。汚水等は浄化槽で処理され、雨水等は市道側の側溝に流れていくため、周辺の農地に支障はないと思われました。ご審議のほどよろしく願います。

議長（山田会長）

続きまして、6番の案件について、議席番号1番 阪田 実委員、報告をお願いします。

阪田 実委員

1番の阪田です。6番の案件について報告します。さる7月8日、農業委員2名、事務局職員2名で現地を確認しました。申請地は、新下関地区で家が建ち並ぶ地域の一番端にあたる部分で、XXXXXXXXXXの車庫の手前あたりとなります。現地とその周辺の農地は、ほとんどが耕作されておらず、所々に野菜を作る畑が見られるという状況でした。この地域は、市街化区域と隣接しているため、いずれは宅地になっていくと思われることから、致しかたないと思っています。関係書類はすべて揃っていました。ご審議のほどよろしく願います。

議長（山田会長）

続きまして、8番から11番までの4案件について、私 議席番号14番の山田正信が報告いたします。

山田正信委員（議長）

14番山田です。7月6日、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査をしました。申請内容は、太陽光発電設備の設置です。8番から11番まで、いずれも同趣旨のもので、申請地も同一地域内に展開される農地です。いずれも長年耕作されていませんが、大変日当たりが良く太陽光発電設備の設置に適しているということで、譲受人の要望に、各々の譲渡人が応じたものです。造成の必要はなく、雨水は既存の農業用排水路に放流されるということです。長年耕作されておらず、しかし小高い斜面で日当たりの良い環境であるということから、やむを得ないと思います。よろしくご審議のほど願います。

議長（山田会長）

最後に、12番の案件について、議席番号17番 岩本憲慈委員、報告をお願いします。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。7月5日に、事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査しました。申請地は、北側の国道と南側の小学校の間に挟まれていて、国道からの進入路はなく、周辺の農道は幅が狭いために大型機械は入れない状況でした。また、隣接地には既に太陽光発電設備が設置されていました。高齢で維持管理ができない譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、申請理由、周辺の状況から問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

江村卓三委員

はい。

議長（山田会長）

どうぞ。

江村卓三委員

3番の江村です。6番についてですが、このような大規模開発の場合は農業委員会として意見を述べることはできるのですか。というのは5つの道路があって内4つが市に帰属されるということです。農道に接続するといったような場合に、例えば軽トラックの通行の利便性を向上させるために幅員を1.5メートルとか2メートルを確保するように、そういった意見を開発業者に述べることはできるのかどうか。

事務局（岡本主任）

お答えします。通常、このような開発が行われる際は、開発担当課から農業委員会を含めた関係各所に、事前の照会がございます。いま言われたような赤線を含めた農業用道路については、管理者である道路河川管理課が意見を述べますので、農業委員会が意見を述べることはございません。今回の案件では、開発に

関係するすべての土地所有者は計画に同意する書面を提出しておりますし、管理者である道路河川管理課若しくは隣接地の土地所有者を含め調整されたものであらうと思います。農地法に係る部分以外につきましては、農業委員会として意見を述べることはできないと考えております。

江村卓三委員

以前、私も■■■■で働いていましたので、難しいという状況は理解しています。しかし、例えば第5号道路は市に帰属される予定で、赤線と繋がっているところがありますが鍵の手で90度に曲がっています。この部分を真っすぐにできれば営農者にとって利便性が高くなるのでは、このような意見を農業委員会として述べることはできないかと質問したものです。

議長（山田会長）

江村委員が意見を述べたということによろしいですか。

江村卓三委員

はい。

それと、太陽光発電設備の関係が何件かありましたので確認させてください。太陽光パネルの下に雑草が生えると思うのですが、この管理に関する条件、例えば周辺の農地に影響を及ぼさないよう除草剤を使用しないこと等の条件は、農業委員会が付すのですか。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。いまご指摘の件は、全国的に問題となっているところでございます。農業委員会といたしましては、転用を許可した後の雑草の管理について指導等を行うことはできません。しかし、雑草の管理が原因で周辺農地に悪影響を及ぼした場合は、改善をお願いすることはできると考えております。以上でございます。

議長（山田会長）

ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり許可することと決しました。

なお、2番、5番及び6番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可することとします。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書76ページをお開きください。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は、77、78ページ、公図は、79ページ、土地利用計画図は80ページをご覧ください。

変更内容は、目的の変更で、当初計画していた建売住宅4棟を、特定建築条件付売買予定地4区画に変更するものでございます。

変更理由は、議案書にも記載しておりますが、住宅用地として土地を購入し戸建て住宅を建築したいとの問い合わせが多くあったことから、社内協議によりこの度の事業計画変更に至ったものでございます。

土地利用計画図の建売住宅の図示が標準的な建物の図示に変更となりますが、建物等の変更はなされておりませんので土地利用計画に変更箇所はございません。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定めのある申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局といたしましては、農地転用事業者である譲受人がこの度の申請に係る用途に供することは確実であると判断しております。

承認する場合は、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件について、議席番号12番 坂田謙祐委員、報告をお願い

いします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。7月6日に、農業委員2名と事務局職員1名で現地を確認しました。これは、昨年12月に建売住宅の計画で申請し許可を受けているものですが、一戸建ての注文の要望が多いことから、この度、特定建築条件付売買予定地に変更をするものです。現地は既に宅地造成まで済んでいます。この案件は、建売住宅から注文住宅に替わったということ以外は変更がありませんので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり承認することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書81ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は83、84ページ、公図は85ページ、変更前の土地利用計画図は86ページ、変更後の土地利用計画図は87ページをご覧ください。

変更内容は、土地利用計画の変更及び期間延長でございます。

変更理由は、議案書にも記載しておりますが、諸般の事情により、住宅の建築にあたっての前土地所有者への説明に時間を要したため未着工の状態が続いていましたが、前土地所有者との問題が解決したことから、現在の生活環境にあった設計及び敷地の有効活用を目的に造成工事を変更し、併せて工事期間の延長

を行うものでございます。

本案件は、過去2度、県知事により期間延長を目的とする事業計画変更承認がなされておりますが、事務局といたしましては、代表者印が押印された理由書及び工程表も提出されていることから、この度は延滞なく転用目的に供することが确实だと判断しております。

総会議案書82ページをお開きください。2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は88、89ページ、公図は90ページ、土地利用計画図は91ページをご覧ください。

変更内容は、期間延長でございます。

現在の進捗状況については、総会議案書92ページのとおり、建売住宅23棟中18棟が完成しており、進捗率は85%でございます。

変更理由は、議案書記載のとおりで、本案件も、過去1度、県知事により事業計画変更承認がなされておりますが、事務局といたしましては、代表者印が押印された理由書及び工程表が提出されていることから、延滞なく転用目的に供することが确实だと判断しております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番の案件について、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

2番の新久保です。1番の案件について現地調査の結果を報告します。7月7日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地は、県道に面したところにあり、よく管理されておりました。申請内容は、平成26年に許可を受け後に、2回の期間延長が行われました。今回は、土地利用計画を変更し、更に期間延長するものです。事務局の強い指導により、今回の延長申請期間内に事業を完成するという内容の確約書が提出されており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件について、議席番号5番 田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

5番の田崎です。7月8日、農業委員2名、事務局職員2名で現地を調査しました。現地は、下関市綾羅木郷台地にある考古館の側にある集団墓地に隣接するところです。23棟のうち18棟が完成していましたが、5棟がまだ残っていました。理由として、新型コロナウイルスの蔓延により工事が一時的に困難になったこと、ウッドショックにより木材の輸入量が減ったことが挙げられています。延長期間は1年間で、2棟は年内に、残りの3棟も年度内に完成するとのことですので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更に係る意見決定について」「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり「許可相当」と決しましたので、その旨の意見を付して山口県に送付することとします。

議長（山田会長）

次に日程第6「議案第6号 現況確認について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

総会議案書93ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田1筆、面積は185㎡で、申請地の位置図は95、96ページ、公図は97ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から西へ約4.1kmに位置する土地でございます。

令和3年7月8日に、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書にも記載しておりますが、大部分は雑草で農地として管理可能な状況にありましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と確認いたしました。

93ページに戻りまして、2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田3筆、畑4筆の7筆で、合計面積は6,354㎡でございます。

申請地の位置図は98ページから100ページ、公図は101ページから103ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所神玉支所から北西へ約1.5kmから1.6kmに位置する土地でございます。

令和3年7月5日に、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりの方況でございます。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

93ページに戻りまして、3番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は畑1筆、面積は795㎡でございます。

申請地の位置図は104、105ページ、公図は106ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から西へ約1.5kmに位置する土地でございます。

令和3年7月7日に、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりの方況でございます。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

総会議案書94ページをお開きください。4番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田1筆、面積は97㎡でございます。

申請地の位置図は107、108ページ、公図は109ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所長府支所から南西へ約2.2kmに位置する土地でございます。

令和3年7月8日に、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書に記載のとおりの方況でございます。

現況確認書交付事務取扱要領第5条(3)に該当するため、「非農地」と確認いたしました。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、1番及び4番の案件について、議席番号1番 阪田 実委員、報告をお願いします。

阪田 実委員

1番阪田です。1番についてですが、申請地への進入路の入口に申請者の息子の家が建っており、農機具等を持込めない土地でした。木等が繁茂していたそうですが申請者が取除いていたため、現地調査の際には雑草が生えている程度でした。現況では、非農地とすることはできないと判断しました。

4番についてですが、申請地は道の縁の崖のようなところで、何故ここの地目が田となっているのか分からない状況でした。法面とその下った所に木が繁茂している土地でしたので、非農地と判断しました。以上です。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件について、議席番号18 有田孝義委員、報告をお願いします。

有田孝義委員

議席番号18番有田です。2番の案件についてご報告します。7月5日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地を調査しました。申請地は、雑木等が繁茂しており山林化していたため、非農地と判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件について、議席番号2 新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

2番の新久保です。3番の案件について、現地確認の結果を報告します。7月7日に、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地確認を行いました。申請地は、40年以上耕作していないため竹や雑木が繁

茂しており、農地として利用するのは困難だと思います。よって、非農地と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 現況確認について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第7「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書110ページをお開きください、1番。

この案件は、令和3年7月30日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、111ページから112ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和3年7月30日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定でございます。

別紙「議案第7号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

る農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しましたので、その旨を下関市長に通知します。

議長（山田会長）

次に日程第8「議案第8号 下関市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の決定について」お諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

総会議案書113ページをお開きください。議案第8号関係資料も合わせてご覧ください。

平成21年の農地法改正により、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないとされ（農地法第30条第1項）、また、利用状況調査の結果、遊休農地および耕作者が不在又は不在となるおそれのある農地の所有者等に対して農地の農業上の利用の意向についての調査を実施し、農地の利用意向を確認することとされております（農地法第32条第1項）。

このため、農業委員会は、当該調査の実施の徹底と効率的・効果的な実施の観点から、農地パトロールを利用状況調査と位置付けて実施しております。

さらに、平成23年度からは、市と農業委員会が共同で管内の耕作放棄地について一筆ごとに荒廃状況を把握する「荒廃農地調査」についても、調査の効率的な実施の観点から「利用状況調査」と併せて実施しております。

このように、「利用状況調査」と「荒廃農地調査」を並行して実施していましたが、令和3年度より2つの調査を統合し、これに合わせて地域の状況に応じた遊休農地解消の目標設定や荒廃農地の発生防止・解消に必要な対策の検討及び発生要因分析等に資するものとなるよう調査内容の見直しが行われました。

農地法第30条第1項に基づく「利用状況調査」の実施にあたり、山口県農業会議が策定した令和3年度農地パトロール実施要領を参考に、実施期間や調査方法等を明確にした本市の「実施要領」を農業委員会総会で決定しようとするものでございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第8号 下関市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の決定について」賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

以上で、すべての議事が終了しました。

議長（山田会長）

続きまして、日程第9「報告第1号」から日程第20「報告第12号」までを一括して、事務局に報告を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご報告いたします。

総会議案書114から115ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は6件ございました。

116ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により受理通知書を交付いたしました。

117から118ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は7件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により受理通知書を交付いたしました。

119ページ、報告第4号「農地法の規定による転用届出の撤回について」は1件ございました。

120ページ、報告第5号「現況確認について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

124ページ、報告第6号「農地造成届について」は2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

136ページ、報告第7号「農地造成完了届について」は1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行っております。

137ページ、報告第8号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により証明を交付いたしました。

138から139ページ、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が4件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

140ページ、報告第10号「農地の転用事実に関する証明について」は2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

141から170ページ、報告第11号「事業進ちょく状況について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

171から172ページ、報告第12号「平成24年度第11回総会議案第5号の審議案件の訂正について」でございます。

内容の詳細をご説明いたします。平成24年度の農地・非農地の判定事務につきましては、平成24年12月から平成25年3月にかけて行ったものでございますが、平成24年度第11回総会にて審議する資料について、誤りがあることを確認いたしました。

事務の流れをご説明いたしますと、平成24年12月、農業委員会会長が、下関市長に農地利用状況調査に伴う遊休農地を報告いたしました。その後、平成25年1月、市長から会長に、耕作放棄地全体調査要領に基づく農地・非農地の判断の依頼がございました。これを受けまして、平成25年2月8日に開催の平成24年度第11回総会に議案として上程いたしました。総会議決後の平成25年3月、市長に判断結果を報告し、土地所有者に非農地通知書を送付し、山口県農林水産部長及び山口地方法務局下関支局長には非農地通知一覧表を送付いたしました。

原因は確認できませんでしたが、本件事務において、平成24年度第11回総会の議案書についてのみ、本件の対象ではない土地2筆が重複して掲載されておりました。よって、この4筆を議案書から削除いたしますことを報告いたします。

なお、この誤りは本件事務に影響を及ぼすものではございません。事務実施から8年以上が経過しての報告となりましたことをお詫びいたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。ご意見、ご質問等はありませんか。

よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして「令和3年度第4回定例総会の閉会」を
宣告いたします。

(終了時刻 11時10分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....